

非常用電源 6割の病院が点検せず

07月18日 15時10分



いなかったことがNHKの調査で分かりました。

病院や公共施設など多くの人が利用する施設では、非常用電源の設備を実際に作動させて行う「負荷運転」と呼ばれる点検や、機械内部の詳細な点検を一定の期間ごとに行なうことが消防法で義務づけられています。

NHKが、先月の大阪府北部の地震で揺れが強かった大阪の6つの市に情報公開請求を行って調べたところ、地震の前のことし4月末時点でおよそ6割にあたる少なくとも138の病院施設で「負荷運転」という点検が行われていなかつことが分かりました。

点検が行われていなかつた病院の中には、災害医療の中核を担う「災害拠点病院」も3か所含まれていました。

災害医療に詳しい医師で、「人と防災未来センター」の甲斐達朗上級研究員は、「多くの患者がいる病院では電源が落ちる事態は致命的で重症患者は命を落とす可能性がある。点検を行うことは、停電した時に病院としてどう対応するかという、訓練にもなる。点検には金銭的なコストなど病院の負担も大きいが実施を急ぐべきだ」と指摘しています。

【非常用電源滞った病院】

大阪・吹田市にある国立循環器病研究センターは、地震が起きた直後、「非常用電源」が機能しない状況に陥りました。

この病院によりますと、地震で停電が発生した際、非常用電源設備のうち、△まず、バッテリーが作動し、△非常用の発電機も起動させたということです。

しかし、停電が復旧したあとに外部の電力を取り込む設備に障害が発生しました。

さらに、非常用の発電機からも何らかの障害で電気が供給できず、わずかな時間しか稼働できないバッテリーだけに頼る状況になったということです。

結局、地震発生からおよそ3時間後の午前11時すぎに外部からの電気の供給が回復し、患者の容体に影響は出ませんでした。

しかし、電源の問題に加えて、屋上にある貯水タンクが壊れたこともあって、透析が

必要な患者など62人を別の病院に転院させたほか、外来の受付も一時できなくなりました。

病院は、電気が供給できなかった詳しい原因是調査中だとしていますが、法令で定められた非常用電源の点検を少なくとも5年以上、行っていなかつことを明らかにしました。

この問題を受けて、厚生労働省は、法令を守るよう、病院を指導するとともに、非常用電源を持つ全国の病院に対し、電気事業法や消防法などに基づく点検が適切に行なわれているか、直ちに確認するよう通知しました。

【点検の実施決めた病院】

今回の地震をきっかけに、点検の重要性を強く認識したという病院もあります。震度6弱の激しい揺れを観測した大阪・茨木市にある「ほうせんか病院」では、今回の地震で「非常用電源」に問題はありませんでしたが、3年前に電源設備を設置して以降、実際に作動させる「負荷運転」は行なっていませんでした。

病院ではこれまで、法令に基づく点検についての理解が十分でなく、そもそも、非常用電源が動かない事態を想定していなかつたといいます。樋口昌克副理事長は「24時間電気が必要な人工呼吸器などは停電時に備えて非常用電源専用のコンセントから電源を得ていますが、これが動かない可能性があるという認識は薄かったです」と話していました。

この病院では地震が起きる前のことし5月、屋上に設置している「非常用電源」の設備の点検を行うことを決め、業者との間で検討を進めていたさなかに地震が起きたということです。

今後、点検の実施を急ぐことにしています。

樋口副理事長は、「患者さまの命を守ることはもちろんですが、この病院は災害時に被災された方々の二次避難場所としても活用されることもあると思います。そのためにはしっかりと機能することが重要で、今回の地震をきっかけに点検の必要性を強く認識しました」と話していました。

京都府南消防署長
(担当 消防課予防担当 永田)

医政地発0622第5号
平成30年6月22日

各都道府県衛生主管部(局)長殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について

大阪北部を震源とする地震において、国立循環器病研究センターで何らかの異常により非常用電源が使えず一時的な停電が発生した。その後、同センターで確認を行ったところ、電気事業法で定める保安検査(停電を伴って実施するもの)を、少なくとも5年以上実施していなかったことが判明した。

厚生労働省は、全ての病院に、自ら被災することを想定して業務継続計画(以下「BCP」という。)の作成に努めることを求めており、BCPに基づく非常用電源を含めた業務継続に必要な設備等の確保及び点検は必要不可欠であると考えている。

貴職においては、管内の非常用電源を有する全ての病院に対して、関係法令(電気事業法、消防法、建築基準法)の規定に基づく非常用電源の保安検査の実施状況について直ちに確認するとともに、当該保安検査を実施していない場合は直ちに実施し、確保した非常用電源が問題なく稼働するか確認するよう指導方をお願いする。

なお、今後、全ての病院に対して、BCPの策定状況並びに非常用電源の確保状況及び点検状況等の取組について調査を行う予定であることを申し添える。

(照会先)

厚生労働省医政局地域医療計画課
災害医療対策専門官 北久保(内線2558)
災害医療係長 深山(内線2548)
TEL 03-5253-1111

消防法上設置する自家発電設備の適正な点検について

平素は、本市の消防行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、消防法に基づき設置する消防用設備等には、停電時にも効率的に作動するように非常電源を備えることとなっており、当該非常電源の一つとして、自家発電設備が位置付けられています。自家発電設備は消防用設備等の点検の基準に従って点検することとなっており、運転性能の点検として、自家発電設備に負荷を掛けた作動させる「負荷運転」があります。しかし、「負荷運転」については、建築物によっては実施することが難しいなどの課題がありました。

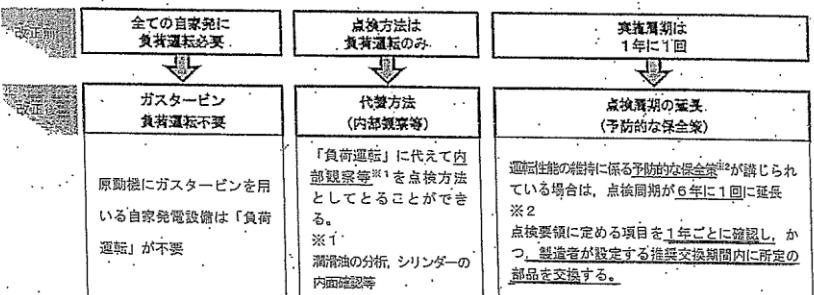
これらの課題を踏まえ、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の一部を改正する件(平成30年消防庁告示第12号。以下「改正告示」という。)が、平成30年6月1日に、公布、施行され、自家発電設備の点検の基準が下記のとおり一部改正されました。

つきましては、下記のとおり、(防火対象物名称)に設置している自家発電設備について、消防法第17条の3の3に基づき、適正に点検を実施してください。

記

1 改正告示の主な内容

- (1) 原動機にガスターインを用いる自家発電設備は、負荷運転が不要
- (2) 負荷運転の代替として、内部観察等を追加(ただし、部品交換等の追加費用発生)
- (3) 予防的な保全策を講じた場合は負荷運転及び内部観察等の点検周期を延長



2 適正な点検の実施

令和元年9月30日までに、消防法第17条の3の3の規定に基づき、自家発電設備の総合点検として必要な負荷運転等を適正に実施し、点検の結果を消防署に報告してください。

3 実施計画書の提出

自家発電設備の負荷運転等の実施計画について、令和元年7月1日までに実施計画書を消防署に提出してください。

4 お問い合わせ先

自家発電設備の点検について、御不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

担当 消防課予防担当 永田
(電話 681-0711)

詳細は、各消防署消防課(予防担当)に御相談ください。

北消防署 491-4148 上京消防署 431-1371 左京消防署 723-0119 中京消防署 841-6333

東山消防署 541-0191 山科消防署 592-9755 下京消防署 361-4411 南消防署 681-0711

右京消防署 871-0119 西京消防署 392-6071 伏見消防署 641-5355 鶴舞消防分署 571-0474

発行 京都市消防局予防部指導課 京都市印刷物第300082号